

国有企業改革の指導意見がようやく公布 ～企業の管理から資本の管理へ

中国トランザクションバンキング部
中国調査室

メインピックス..... 2

国有企業改革の指導意見がようやく公布～企業の管理から資本の管理へ 2

- 9月13日、国務院は「国有企業改革の深化に関する指導意見」を公布し、市場に期待されていた国有企業改革のマスタープランがようやく打ち出されたことで、国有企業改革は新たな段階へと前進した。
- 「意見」では、国有企業のカテゴリ改革、現代的な企業制度の確立、国有資産管理体制、混合所有制経済など改革における重点を明確化し、改革の重点となる領域において、2020年までに決定的な成果を達成するとの目標を示した。これらは国有企業改革のトップデザインとして、市場に大きく注目される一方、大まかな枠組みを示したものととどまることから、今後、さらに詳細化された政策の徹底が期待されている。

プロフェッショナル解説(税務会計) MAZARS/望月会計士 8

今月より専門家による解説を隔週で連載致します。今週は望月会計士による解説です。 8

- 最近、経済関連の話題の中で BEPS という言葉をよく耳にするようになりました。これは、国際税務分野における新たな取り組みである Base Erosion and Profit Shifting の略称で「税源浸食と利益移転」と日本語で表現されます。
- BEPS とは、ヨーロッパを中心に 100 年以上続いてきた 2 国間の租税条約をその基礎とする国際税務の枠組みについて転換をもたらすものといえ、今後の国際税務における新しい流れの基礎をなすものといえます。

BTMUの中国調査レポート(2015年9月) 10

メインピックス

国有企業改革の指導意見がようやく公布～企業の管理から資本の管理へ

2015年9月13日、国務院は「国有企業改革の深化に関する指導意見」(以下、「意見」と略称)を公布し、市場に期待されていた国有企業改革のマスタープランがようやく打ち出されたことで、国有企業改革は新たな段階へと前進した。

「意見」では、国有企業のカテゴリ改革、現代的な企業制度の確立、国有資産管理体制、混合所有制経済など改革における重点を明確化し、改革の重点となる領域において、2020年までに決定的な成果を達成するとの目標を示した。これらは国有企業改革のトップデザインとして、市場に大きく注目される一方、大まかな枠組みを示したものととどまることから、今後、さらに詳細化された政策の徹底が期待されている。

I. 国有企業改革の経緯と現状

企業規模と業界・地域分布

中国は世界最大規模の国有資産と国有企業を有している。財政部の統計によると、2013年末時点、中国の各種国有企業は約16万社、うち中央国有企業¹は約5.2万社、地方国有企業¹は約10.8万社であった(図表1)。

中央国有企業のうち、直接的に国有資産管理委員会(国資委)に管理されるのは112社、財政部が直接出資者となるのは6,000社、間接出資者となるのは4万社余りである。中央国有企業を管理する二つの主体は、それぞれ国資委と財政部である。このうち、国資委が中国石油、中国石油化工、中国移动などの特大型実業中央国有企業を管理し、財政部企業司が中国邮政、中国煙草、中国鉄路などの寡占、専売的な特大型国有企業を管理する。そのほか、中央匯金が国を代表して金融企業の株を所有する形で、四大銀行、新華保険、国泰君安証券など多数の特大型金融国有企業を管理する。

【図表1】国有企業規模(2013年末時点)

順位	地域	企業数	順位	地域	企業数
1	上海	11,021	17	河北	2,825
2	広東	7,985	18	重慶	2,765
3	浙江	7,520	19	黒龍江	2,728
4	北京	7,098	20	湖北	2,547
5	山東	5,721	21	貴州	2,413
6	江蘇	5,617	22	湖南	2,259
7	山西	5,553	23	江西	1,742
8	福建	4,750	24	甘肅	1,569
9	天津	4,078	25	新疆	1,510
10	河南	4,042	26	内モンゴル	901
11	四川	3,736	27	海南	706
12	广西	3,636	28	吉林	667
13	陝西	3,566	29	青海	585
14	遼寧	3,311	30	寧夏	459
15	雲南	3,266	31	チベット	411
16	安徽	2,870			
地方国有企業合計		107,857			
中央企業		51,327			
合計		159,184			

(出所)財政部

業界分布からみると、中央国有企業は石油・石油化工、電信、金融、軍需などの寡占的な業界に集中しているほか、不動産、食品などの競争的な業界にも多い。他方、地方国有企業は中核産業や公共インフラ分野に集中している。例えば、上海市の経営性企業資産の8割以上は戦略的新興産業、先端製造業、現代サービス業などに、陝西省、河南省に所属する国有企業の資産はエネルギー・化学工業、設備製造、非鉄金属などの業界に集中している。また、重慶市に所属する国有企業の30%の資産は公共インフラ分野に集中しており、湖北省の交通投資集団1社のみの資産で省所属の経営性資産全体の50%以上を占めている。

地域別でみると、各地の国有企業の発展水準には明暗が分かれている。上海市の国有企業は資産管理から資本管理へと転換しつつあり、国有企業の全体的な再編および上場を推進している。一方、計画経済からの

¹ それぞれ中央政府、地方政府が管理監督する国有企業を指す。

離脱が遅れている東北地域では、当地の経済に対する国有企業の寄与度が大きいため、国有企業改革という任務が重い。

Windのデータによると、2015年7月現在、中国の国有企業資産は109兆4,000億元、負債は71兆2,600億元、負債比率は65.1%となっている。改革の深化により、百兆元規模の資産を活性化することで、経済に新たな活力をもたらすことが望まれている。

改革の経緯

国有企業改革におけるこれまでの30年余りの歴史を振り返ると、「放権譲利」(譲限委譲と利益留保)、「兩權分離」(所有権と経営権の分離)、現代企業制度、国有資産管理制度などの改革が続けられ、一步一步推進されてきた(図表2)。2003年からの国有企業改革第三段階においては、経済の高度成長に伴い、2013年における国有企業の資産規模と営業収入、利益はいずれも2003年当時から4倍以上に拡大している(図表3)。

【図表2】国有企業改革30年間のプロセス

時期	キーワード	目的	措置	効果
1978~1992	「放権譲利」、「兩權分離」	国有企業を計画経済下の政府部門から社会主義市場経済下の企業へと転換	1979年、北京、天津、上海で首都鋼鉄公司、天津自転車工場、上海ディーゼルエンジン工場など8社を選定し、自主経営権の拡大を試行する 1984-1986年、北京、上海、広東、四川、遼寧など一部の集体・国有中小企業は株式制の試行を展開、股份(株式)有限公司を設立。このうち、北京天橋百貨、上海飛樂音響、上海延中実業などは公開株式を発行	形式上は現代企業制度への転換を完成したが、実質的な制度は確立していなかった
1993~2002	現代企業制度、優勝劣敗	国有企業を強大にし、再編統合や管理強化により、経営管理水準と競争力を向上させ、国有経済への主導的な作用を発揮	1994年11月、国務院は100社を現代企業制度確立の試行に確定。1997年の試行完了時、17社のみ投資主体多元化の株式制を実行したが、多数の企業は国有独資企業の形をとった 1996年、国有企業の破産件数は過去9年間の合計を超えた 1994-2002年、全国で実施された政策的閉鎖破産案件は3,080件 1997年、第15期一中全会で、3年間で大多数の国有大中型赤字企業の苦境脱出を実現すると明確化 2000年、苦境脱出目標をほぼ達成、国有企業の利益は3,786億元となった	国有経済の割合が上昇、国有経済は依然その他の所有制経済の上に定められた
2003~2013	国有資産管理体制改革、株式制改革	・国有企業を強化し、株式制改革により混合所有制を推進、現代企業制度を確立し、多くの大型中央国有企業が株式市場に上場 ・公用経済と非公用経済をともに揺るぎなく発展	2003年4月、國資委が設立。国有企業間の合併再編により企業数を11万社に削減、うち中央国有企業は113社に削減するも、重要業界・分野の80%以上の市場シェアを支配 2006年、国務院は「国有資本調整および国有企業再編に関する指導意見」を公布 新規公開株(IPO)において、すべての株式を市場に流通させる「全流通」を実現。中国工商銀行、中国国航、中国建設銀行、中国神華、中国石油などの大型株はA株市場に上場 2008年10月、第11期全国人大常務委員会第5次会议で「企業国有資産法」が可決され、国有資産出資者制度の構築に法律的根拠を提供した	国資管理体制の制約により、政府の経済・行政・社会管理と、国有企業の経営管理とが分離しない(「政企不分」)問題はより深刻化した
2013~現在	混合所有制	国有企業内部だけではなく、国有資産管理体制も改革	2014年2月、中国石油化工は独占的国有企業の中で初めて社会・民営資本を導入、混合所有制経営を実現 2014年7月15日、中央国有企業6社は第一陣の国有資本「四項改革」の試行に入選 2015年9月13日、国務院はトップデザインとなる「国有企業改革の深化に関する指導意見」を公布	国有企業の「政企不分」、効率低下、巨大債務の問題が深刻化しており、改革が迫られる。一方、トップデザインの公布により、今後の改革の広範さや深さが期待される

(出所)公開資料を基に当行中国調査室作成

過去3段階の改革を通じて、国有企業は企業制度、内部経営管理、業績において大きな発展を遂げてきた。ところが、ここ数年で国有企業の成長が鈍化しており、国有企業の経営効率は民営企業を下回っているうえ、両者の格差が拡大傾向にある。国有企業の経営管理は粗放的で、活力も民営企業に劣るといった問題が顕在化しており、改革が迫られている。

【図表3】国有企業の資産収益規模の対比

(単位:兆元)

	資産総額	純資産	営業収入	利益総額	資産収益率	販売利益率
2003年	20.0	7.1	10.0	0.5	6.7%	4.8%
2013年	91.1	31.8	46.5	2.4	7.6%	5.2%

(注)金融業国有企業を含まない
(出所)財政部

II. 改革の主要内容

改革の目的、原則、目標

「意見」は、①市場で主体的な地位となる企業の未確立、現代企業制度の未健全、効率の低下、②管理の混乱、内部者支配(インサイダー・コントロール)、関連取引、③党の指導力弱化、などの国有企業における問題を踏まえ、国有企業の活力増強を中心に、優秀且つ強大な企業を目指し、国有経済の活力・支配力・影響力およびリスク対応力を強化させ、自ら「新常态」に適応し、「新常态」をリードするという目的を明らかにした。

改革の基本原則として、基本経済制度の堅持と完備、社会主義市場経済の改革方向の堅持、活力増強と監督強化の結合の堅持、共産党指導の堅持、積極的・着実的な推進の堅持の5項目が示された。

改革の主要目標として、2020年までに国有企業改革の重点分野において決定的な成果を達成し、中国の基本経済制度と社会主義市場経済の発展要求に符合した国有資産管理体制、現代企業制度、市場化された経営体制を形成し、国有資本の配置構造をより合理的にすることとした。具体的には、国有企業の会社制度改革がほぼ完成すること、国有資産の監督制度がより成熟化すること、国有資本の配置効率が向上すること、企業における党の建設が強化されることが示された。

中心点: 所有権と経営権の分離

「意見」は基本原則の中で、「政企分離」(政府の経済・行政・社会管理と企業の経営管理との分離)、「政資分離」(政府の公共事業管理と政府を国有資産の管理者とする権限の分離)、所有権と経営権の分離を明確にした。

「所有権と経営権の分離」は、第18期「三中全会」の「決定」(「改革の全面的な深化に向けての若干の重大な問題に関する決定」)および「2015年経済体制改革深化の重点工作意見に関する通知」において言及されたことはないが、地方の国有企業改革方案ではいくつか言及されたことがある。国有企業の所有者として、国資委が国有企業の日常経営へ介入することは国有企業経営における問題点であった。「所有権と経営権の分離」は、資本管理の実現、コーポレート・ガバナンスの完備、混合所有制の推進など一連の具体的改革措置の基礎でもあり、進捗状況はある意味で今回の国有企業改革の成果を決定するともいえる。

四つの方向

➤ **国有資産管理体制の整備**＝「国資委－国有資本運営・投資会社－混合所有制企業」の三重構造へ

「資産管理および人事管理」から「資本管理」への転換は過去の国有企業改革と比べて最大の変化であり、「所有権と経営権の分離」を最も直接的に体现するものである。「資本管理」は国有企業監督部門が企業経営に対する過度な関与を防止し、国有企業高級管理職の権利と責任を明確化した。これにより、従来の「国資委－国有企業」の二重構造から「国資委－国有資本運営・投資会社－混合所有制企業」の三重構造へと転換することとなる。

資本管理という監督体系を実現する中、国資委に代わって国有企業の株主となる「国有資本投資運営会社」の設立は、国資委を企業の日常経営から分離させることから、改革の重要な一環となる。国有資本投資運営会社が設立されると、国資委は国有資本投資運営会社の管理・評価を、国有資本投資運営会社は国有資産の統合と資本操作を行い、国有企業は自分の意思で経営を行うようになる。

具体的には、経営管理に関して、国資委は「権力と責任リスト」の範囲内における国有資本運営・投資会社を通じた国有資本の配置、資本操作の規範化、資本収益率の向上、資本の安全性の確保などを行う。企業の自主経営決定権を企業に復帰させ、公共管理機能を関係政府部門に復帰させることにより、資産から資本の管理への転換を図る。経営体制においては、国資委は国有資本運営・投資会社に出資者の職責を授け、それを受けた国有資本運営・投資会社は出資企業に対して投融资、資本統合、株式操作など実質的に株主としての権利を履行する。

資本流動の面においては、①国有資本を国家安全や国民経済に係わる重要な業界と分野および戦略的新興産業に集中する。②「優勝劣敗(競争力の高いものが生き残り、競争力の弱いものは淘汰されること)」の市

場化された退出メカニズムを構築し、低効率資産の処理を加速させ、過剰生産能力を淘汰する。③企業が証券化の方式により、公正価値(Fair value)によって企業資産を処理し、現金化した資金を必要とされる分野や業界に投資することを支援する。④国有企業間およびその他所有制企業との間で、資本提携により、国際的な経営展開を支援する。

また、このほか、経営性国有資産の集中監督管理を推進し、党政機関や公的機関に所属する企業の国有資本を経営性国有資産に組み入れ、条件を満たす国有資本を国有資本投資運営会社に組み入れる。加えて、経営予算管理を強化し、すべての国有企業をカバーする国有資本経営予算管理制度を構築する。国有資本収益の公共財政に対する納付金比率については、現在の25%、20%、15%、10%、免除の5段階制から2020年までにすべてを30%に引き上げ、民生の保障や国民生活の改善に用いる。なお、一部の国有資本を社会保障基金に引き当てる予定である。

➤ 分類管理

「意見」では、図表4にあるとおり、国有企業を公益類と商業類に分類し、公益類国有企業は公共製品とサービスを提供し、民生の保障や社会効果を志向するが、製品やサービスに関する価格は政府が策定することで社会大衆の利益を保障する。例えば、水・電力・ガスなどの市政企業が公益類国有企業に属している。一方、商業類国有企業は経済収益を志向し、国有経済の活力増強、国有資本機能の拡大、国有資産の価値増加が目標とされている。

商業類国有企業はさらに商業競争類と特定機能類に分類される。商業競争類国有企業の主力業務は市場競争が進んでいる業界や分野にあり、例えば、消費や自動車製造業などがある。他方、特定機能類は、主力業務が国家安全や国民経済の重要なものに係る業界と分野にあり、国家の安全保障に関して重大な任務を担う企業はたいてい特定機能類国有企業に属しており、電力、電信、軍需などの産業が含まれている。

この分類は出資者の別により分類されることを原則として、適宜、実際の状況に応じて見直されるほか、それぞれの分類により改革目標、国資持株、評価目標が異なる。分類管理の最大の注目点は商業競争類企業の株式規制緩和にあり、商業競争類企業に対して、会社制改革を行い、国有資本は絶対持株、相対持株または株式参入可能のいずれかになる。一方、特定機能類に対しては、非国有資本を導入し、株主の多元化を図る。

【図表4】国有企業の分類改革

類別	改革目標	持株要求	評価指標	
商業類	商業競争類	株式制改革を実施、その他国有資本または各種非国有資本を導入することにより株式の多元化を図り、グループ会社全体的な上場を積極的に推進	国有資本は絶対持株、相対持株または株式参入が可能になる	経営業績指標、国有資産の価値増幅、市場競争力
	特定機能類	・「自然独占業界」に対して、「政企分離」、「政資分離」、特許経営、政府監督を主要内容とする改革を実施 ・競争的業務を開放し、公共資源配置の市場化を促進。特殊業務と競争業務を分離させ、独立運営、独立決済を行う	国有資本による持株を維持、非国有資本の株式参入を支援	経営業績指標や国有資産の価値増幅を評価するほか、国家戦略サービス、国家安全と国民経済運営の保障、戦略的新興産業の発展、特殊任務の完了に対する評価を強化
公益類	-	市場メカニズムを導入し、公共サービス効率と能力を向上	国有独資の形式をとるが、条件を備えたものは株主の多元化を推進するほか、サービス購入、特許経営、委託代理などの方式により、非国有企業の経営参与を奨励	業界別に経営業績指標(コストコントロール、製品サービスの質、運営効率、保障能力を重点)や国有資産の価値増幅状況を評価するとともに、社会評価を導入

(出所)「国有企業改革の深化に関する指導意見」を基に当行中国調査室作成

➤ 現代企業制度の整備

- ① コーポレート・ガバナンスの完備: 董事会の設置が重点とされており、董事会の形骸化の問題を解決する。董事会が法に基づいて重大決定、任用を行うことや賃金分配における権利を徹底し、董事会の内部統制を強化したり、董事に対する評価や管理を強化することで、董事会が経営陣の経営自主権を保障する。

- ② 高級管理職の選抜任用:法に基づく高級管理職の選抜任用の権限を董事会に与える。国有企業の類型により選任制、委任制、任用制などの方式とする。プロフェッショナルマネージャー制度、高級管理職の退出(「弱者淘汰」)制度を実行する。
- ③ 内部採用制度:企業内部の各種管理職の公開招聘、競争任用のメカニズムを徹底し、外部人材市場との連動制を拡大して、企業内部における人員流通メカニズムを強化する。
- ④ 賃金制度改革:企業内部の賃金分配権は企業の法定権利であり、高級管理職と職員の賃金は業績志向とし、合理的な所得分配の格差を認めているが、高級管理職の賃金規制は明確化されていない。

▶ 混合所有制の発展

「意見」では国有企業の混合所有制改革を着実に推進し、タイムテーブルを設けずに、条件が整えば推進する方針を示した。非国有資本による国有企業改革への参入を奨励し、石油、天然ガス、電力、鉄道、電信、資源開発、公益事業などの分野で、非国有資本向けの産業政策と符合し、成長モデル転換に有利になるプロジェクトを打ち出す。他方、国有資本による非国有企業への出資も奨励しており、市場化の形式により、公共事業、先端技術、エコ・環境保護、戦略的新興産業を重点分野として、発展潜在力が高く、成長性が大きい非国有企業に対して株式投資を行う。これまでの混合所有制改革は国有企業に非国有資本を導入することがメインであったが、逆の方向である国有資本の非国有企業への出資が新たに提起された。

また、混合所有制企業の従業員持株制を模索する。人材資本と技術要素の割合が高い科学技術機構、ハイテク技術企業、科学技術サービス型企業が従業員持株制の試行を行い、企業の経営業績と持続的発展に大きな影響を有する科学技術者、経営管理者と中核的な地位にある者による持株を支援する。国有資産の流失を防ぐため、従業員持株制は増資による持分拡大や出資新設などの方式をとる。

Ⅲ. 国有企業改革に期待するもの

国有企業の合併再編が加速

「意見」では、「一部の国有企業を整理・退出、一部の国有企業を再編・統合、一部の国有企業を革新・発展させる」という方針を打ち出しており、今後、国有企業の改革が加速し、新たな段階に入っていくことが見込まれる。具体的には、生産能力の過剰や赤字企業の淘汰、「強強連合」や業界集中度の向上が見込まれる企業の再編、および新シルクロード「一带一路」やハイエンド設備製造の海外進出戦略における中央国有企業の再編、科学技術をリードする企業や国家発展に重要な意義を持つ企業の革新発展が加速するとみられている。業界別には、建材、セメント、鉄鋼、非鉄金属、石炭などの生産能力過剰業界、海上運輸、船舶製造、軍需など発展段階、国家戦略などの要因により統合対象になる業界が挙げられる。

資本管理は国有企業改革深化の突破口

資産管理や人事管理から資本管理を主とする国有資産管理体制を確立することは、「意見」の最大のポイントとみられており、国有企業に本質的な変化をもたらすとみられている。2013年末からスタートした第4段階の国有資本・国有企業改革は、さらに市場化の方向へ進展しており、国レベルで国有資産を資本化へ転換することが求められており、資本の管理こそ国有企業改革深化の突破口だとみられている。

政府は企業管理から資本管理へ転換すれば、株主権利を行使し、国有資産の投資収益の向上に注力すればよく、株式により国有企業間における資本の再配置を実現することができる。

また、「意見」で言及された企業経営権の転換、国資委の機能の見直し、国有企業管理職の市場からの選抜、企業グループレベルの混合所有制改革などは、現状を突破するような革新だとみられる。ただ、混合所有制改革の実施であれ、国有企業の合併再編の加速であれ、資本市場を通じて国有資本の証券化を推進することが求められる。

さらなる詳細化が期待される

「意見」の公布は、国有企業改革の「1+N」全体計画の「1」というマスタープランがようやく公布されたことを意

味する。一方、「意見」は依然として大まかなものであるため、さらに詳細化される必要がある。「意見」の公布に続いて、「N」に相当する部分の施策および第二陣の中央国有企業改革試行や各地の改革の細則も相次いで打ち出されることが予測され、国有企業改革は着実に徹底されるだろう。なお、「N」に相当する部分の施策には、国資委が担当する国有企業機能の位置づけと分類、財政部が担当する国有資本投資運営方案、国家発展改革委が担当する混合所有制改革方案、および人的資源社会保障部が担当する賃金制度改革方案などが含まれる。

9月24日、マスタープラン公布後の初の関連文書となる「国有企業の混合所有制経済の発展に関する意見」が打ち出された。政府の権限委譲と業界からの撤退を混合所有制改革の中心として、ネガティブリストを初めて導入した。国有独資または国有持株が必要となる分野を明らかにし、民間資本の参入を完全に禁止するのではなく、民間資本進出可能な分野、資本参入の方法および出資比率を明確にした。とりわけ、電力、石油、天然ガス、鉄道、民用航空、電信、軍需など七つの分野において、混合所有制改革試行を行い、競争的な業務を開放し、混合所有制改革を推進する。また、インフラや公共サービス分野で代表的な政府投融資プロジェクトを選定し、多様な政府と社会資本の協力(PPP)モデル試行を行い、他の地域へ複製可能・普及可能なモデルと経験の形成を加速する方針が示された。

今後は、更なる「N」に相当する部分の施策発表に伴い、国有企業改革が本格的な実施段階に入ることが期待される。ただし、国有企業改革は短期的に実現できるものではないため、各分野で国有企業改革を急速に推進するのは困難であり、改革に紆余曲折が生じるであろうものの、市場化という方向性は変わらないだろう。国有資本管理制度、現代企業制度、分類管理、混合所有制改革という四つの改革に新たな進展を遂げ、2020年までに国有企業の効率性向上と活性化、国有資産の価値増加、国有企業と民間企業の共同的発展の実現が期待される。

三菱東京 UFJ 銀行(中国) 中国トランザクションバンキング部
中国調査室 孫元捷

プロフェッショナル解説(税務会計) MAZARS/望月会計士

今月より専門家による解説を隔週で連載致します。今週は望月会計士による解説です。

最近、経済関連の話題の中で BEPS という言葉をよく耳にするようになりました。これは、国際税務分野における新たな取組みである Base Erosion and Profit Shifting の略称で「税源浸食と利益移転」と日本語で表現されます。

近年、多国籍企業からの税収が減少傾向にあることが問題視されています。リーマンショック後の財政悪化や所得格差の拡大を背景に、一部の欧米多国籍企業が然るべき国で適切な納税をしていないことが英国議会等において政治問題化したことを契機として、各国が協調し制度調和を図るべく、税制の隙間や抜け穴を利用した租税回避行為を防止するため、国際的組織である OECD (Organisation for Economic Co-operation and Development) における BEPS 行動計画として 15 のアクションプランが掲げられ、2015 年 12 月末までに最終報告がまとめられる予定となっています。

その後、日本を含む OECD 加盟国や中国を含む G20 メンバーは、それぞれの国内における制度化に向けた動きをとるようになっていきます。

これまで、国際税務とは、2 国間条約により自国の課税権を調整し、グローバル経済の発展を阻害する国際的 2 重課税を排除することをその主要な使命として発展してきました。しかしながら、近年の一層の企業の巨大化及び多国籍化並びにインターネットの普及によるバーチャルエコノミー及びボーダレス化の急速な発展に伴い、多くの多国籍企業は従来の租税条約等の枠組みを利用することにより国際的課税負担低減スキームを開発し、特定の国の課税権として捉えられてきたものを著しく侵害するようになりました。

例えば、グーグルは 2006 年から 2011 年の間に英国での売上額 180 億ドルに対して法人税負担は 1,600 万ドルであり、これについて 2012 年 11 月に実施された英国下院決算委員会の公聴会での質問には、合理的な制度に従ったものである旨を述べたものの、決算委員会からは道徳的に許しがたいものとの厳しいコメントを受けるものとなっています。

ここでグーグルが国際的課税負担低減のために採用していたダブルイアアイリッシュ・ダッチサンドイッチと呼ばれるスキームは、各地で得た利益をアイルランド、オランダ、アイルランド、英国領バミューダに送金することにより、税率の高いイギリスにおいては課税所得を極めて効率的に低減するという複雑なものでした。

現在、このようなスキームの多くが多国籍企業により採用されていますが、これらの採用自体は現時点における国際税務の観点からは、合法的なものと考えられています。

しかしながら、同時に、このように国内で活発な経済活動を行う多国籍企業に対して、課税権を行使できないスキームの利用は、各国の財政に極めて重大な不安定要素をもたらすものであり、これらの企業行動を誘発する現在の国際課税の枠組みを転換させることの必要性が強く叫ばれるものとなりました。また、このためには 2 カ国間の条約だけでは不十分であり、より多くの国において同時に採用できるような制度的な担保が必要とされることになりました。

これらの多国籍間における同時採用という観点から、従来より国際課税について関与を行ってきた国際的機関である OECD による提言という形をとりつつも、強い拘束力を有しない OECD による提言に対して、各国政府部門の合議体である G20 における首脳宣言という形で、各国が協力して全面的な支持を与えるという対応がとられることとなりました。

また、中国については OECD のメンバーではないものの、今年 2015 年に OECD との協力協定に署名するとともに、OECD 開発センターのメンバーとなり、さらに、2016 年は G20 においても議長国を務める主要メンバ

一として、既に様々な政治宣言の中で BEPS への対応に強い支持を表明しており、中国関連ビジネスに携わる上では今後、BEPS に関する理解を深めることが必要不可欠になっていくものと考えられます。

つまり、BEPS とは、ヨーロッパを中心に 100 年以上続いてきた 2 国間の租税条約をその基礎とする国際税務の枠組みについて転換をもたらすものといえ、今後の国際税務における新しい流れの基礎をなすものといえます。

次回以降では、BEPS に掲げられる以下の 15 項目についてその概要と日本及び中国における取扱いについて解説していきたいと思っております。

項目	対応問題
1 電子経済の課税上の課題への対応	電子経済(源泉判断)
2 ハイブリッド・ミスマッチに係る取決めの効果の無効化	国際調整(租税条約)
3 CFC 税制(外国子会社合算税制)の強化	国際調整(課税権侵害)
4 利子損金算入や他の金融取引の支払いを通じた税源浸食の制限	国際調整(租税条約)
5 透明性や実体の考慮による有害税制への効果的対抗	国際調整(課税権侵害)
6 条約濫用を防止	国際基準(租税条約)
7 PE 認定の人為的回避防止	国際基準(租税条約)
8 移転価格の結果が価値の創造と一致することの確保:無形資産	国際基準(課税権侵害)
9 移転価格の結果が価値の創造と一致することの確保:リスクと資本	国際基準(課税権侵害)
10 移転価格の結果が価値の創造と一致することの確保:その他リスクの高い取引	国際基準(分配)
11 BEPS のデータを収集・分析する方法とそれに対処する行動の確立	課税権調整効率化
12 納税者のアグレッシブなタックス・プランニングの開示要請	課税権調整効率化
13 移転価格関連の文書化の再検討	課税権調整効率化
14 紛争解決メカニズムを効率化	課税権調整効率化
15 各措置の迅速な実施(多国間協定開発)	迅速化

以上

望月一央(公認会計士) MAZARS JAPAN/CHINA パートナー

MAZARS は 75 年の歴史を有し、グローバルワンファームとして世界 73 カ国の直営事務所に 15,000 人を擁する欧州系会計事務所です。多くの欧米企業をサポートするとともに海外に展開する日本企業のサポートにも注力しており、アジア地域においては、インド、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、ベトナム、ミャンマー等に拠点を有し、ワンファームならではの緊密な連携により複合的なサービスを提供しております。



当資料は情報提供のみを目的として、MAZARS によって作成されたものであり、当行はその正確性を保証するものではありません。また当該機関との取引等、何らかの行動を当行が勧誘するものではありません。

BTMU の中国調査レポート(2015年9月)

- BTMU 中国月報(2015年9月号)

<http://www.bk.mufig.jp/report/inschimonth/115090101.pdf>

国際業務部

- ニュースフォーカス第20号

「深セン市・汕尾市特別協力区管理サービス規定」を公表

https://Reports.btmuc.com/File/pdf_file/info005/info005_20150930_001.pdf

香港支店・業務開発室

- ニュースフォーカス第19号

広東自由貿易試験区の各エリアにおける建設実施方案を公表

https://Reports.btmuc.com/File/pdf_file/info005/info005_20150925_001.pdf

香港支店・業務開発室

以上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断ください。宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司 中国トランザクションバンキング部 中国調査室
北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大厦4階 照会先:石洪 TEL 010-6590-8888ext. 214